

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改 正 後

(特定取引を行う者の届出書の提出等)

第六条の二 法第十条の五第一項の規定による届出書の提出をする者(内国法人(法人税法第二条第三号に規定する内国法人をいう。第六条の四第一項各号、第六条の十五第一項及び第六条の十六第一項において同じ。)である特定法人(法第十条の五第八項第四号に規定する特定法人をいう。以下第六条の六までにおいて同じ。))のうち、当該特定法人に係る法第十条の五第八項第五号に規定する実質的支配者(次条から第六条の六までにおいて「実質的支配者」といい、その同項第七号に規定する居住地位が外国であるものに限る。))があるものに限る。次項において同じ。)は、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))を有する場合には、法第十条の五第一項の特定取引(同条第八項第三号に規定する特定取引をいう。以下第六条の十四までにおいて同じ。))を行う際、その提出する報告金融機関等(法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下第六条の十四までにおいて同じ。))の営業所等(法第十条の五第八項第二号に規定する営業所等をいう。以下第六条の十四までにおいて同じ。))の長に当該提出をする者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二十六年政令第五百十五号)第三十八条の規定による通知に係る書面その他の総務省令、財務省令で定める書類を提示しなければならぬものとし、当該報告金融機関等の営業所等の長は、当該届出書に記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を当該書類により確認しなければならぬものとする。

2 法第十条の五第一項の規定による届出書の提出をする者で法人番号保有者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項に規定する法人番号保有者をいう。第六条の四第二項各号及び第六条の十六第二項において同じ。))に該当するものが法第十条の五第一項の特定取引を行う際、その提出する報告金融機関等の営業所

改 正 前

(特定取引を行う者の届出書の提出等)

第六条の二 法第十条の五第一項の規定による届出書の提出をする者(内国法人(法人税法第二条第三号に規定する内国法人をいう。第六条の四第一項各号において同じ。))である特定法人(法第十条の五第八項第四号に規定する特定法人をいう。以下第六条の六までにおいて同じ。))のうち、当該特定法人に係る法第十条の五第八項第五号に規定する実質的支配者(次条から第六条の六までにおいて「実質的支配者」といい、その同項第七号に規定する居住地位が外国であるものに限る。))があるものに限る。次項において同じ。)は、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この項及び次項並びに第六条の四第一項各号において同じ。))を有する場合には、法第十条の五第一項の特定取引(同条第八項第三号に規定する特定取引をいう。以下第六条の十四までにおいて同じ。))を行う際、その提出する報告金融機関等(法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下第六条の十四までにおいて同じ。))の営業所等(法第十条の五第八項第二号に規定する営業所等をいう。以下この条、次条、第六条の五第二項及び第七項並びに第六条の六第十七項において同じ。))の長に当該提出をする者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二十六年政令第五百十五号)第三十八条の規定による通知に係る書面その他の総務省令、財務省令で定める書類を提示しなければならぬものとし、当該報告金融機関等の営業所等の長は、当該届出書に記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を当該書類により確認しなければならぬものとする。

2 法第十条の五第一項の規定による届出書の提出をする者で法人番号保有者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項に規定する法人番号保有者をいう。第六条の四第二項各号において同じ。))に該当するものが法第十条の五第一項の特定取引を行う際、その提出する報告金融機関等の営業所等の長が、当該届出書に

等の長が、当該届出書に記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号につき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表された当該提出をする者の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号と同じであることの確認をした場合には、前項の規定にかかわらず、当該提出をする者は、当該報告金融機関等の営業所等の長に対しては、同項に規定する総務省令、財務省令で定める書類の提示を要しないものとし、当該報告金融機関等の営業所等の長は、同項の規定による確認を要しないものとする。

3 報告金融機関等との間でその営業所等を通じて新規特定取引（平成二十九年一月一日以後に行われる特定取引をいう。以下この項及び第六条の六第十八項第五号において同じ。）を行う者のうち、当該新規特定取引を行う日において当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つた既存特定取引（令和七年十二月三十一日以前に行われた特定取引（特定取引につき法第十条の五第一項の規定による届出書を提出すべき場合における当該特定取引を除く。）をいう。以下この項及び同号において同じ。）に係る契約を締結しているものは、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、法第十条の五第一項の規定にかかわらず、同項に規定する届出書の提出を要しない。この場合において、当該新規特定取引について令和七年十二月三十一日に行われた特定取引とみなし、かつ、当該新規特定取引について当該既存特定取引に係る住所等所在地（同条第二項に規定する住所等所在地をいう。以下この項、次条、第六条の五及び第六条の六において同じ。）と認められる国又は地域が特定された日において当該住所等所在地と認められる国又は地域が同一の国又は地域が特定されたものとみなして、法第十条の五の規定を適用する。

一・二 省 略

4 法第十条の五第一項若しくは第三項の規定により届出書を提出した者又は同条第四項の規定により異動届出書（同項に規定する異動届出書をいう。第六条の四及び第六条の五において同じ。）を提出した者がこれらの届出書（以下この項において「提出届出書」という。）を提出した後に当該提出届出書に係る特定取引に係る契約を締結している報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う場合において、前項各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、その者は、当該特定取引について法第十条の五第一項の規定にかかわらず、新規届出書（同項に規定する

記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号につき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表された当該提出をする者の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号と同じであることの確認をした場合には、前項の規定にかかわらず、当該提出をする者は、当該報告金融機関等の営業所等の長に対しては、同項に規定する総務省令、財務省令で定める書類の提示を要しないものとし、当該報告金融機関等の営業所等の長は、同項の規定による確認を要しないものとする。

3 報告金融機関等との間でその営業所等を通じて新規特定取引（平成二十九年一月一日以後に行われる特定取引をいう。以下この項及び第六条の六第十八項第五号において同じ。）を行う者のうち、当該新規特定取引を行う日において当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つた既存特定取引（平成二十八年十二月三十一日以前に行われた特定取引をいう。以下この項及び同号において同じ。）に係る契約を締結しているものは、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、法第十条の五第一項の規定にかかわらず、同項に規定する届出書の提出を要しない。この場合において、当該新規特定取引については、平成二十八年十二月三十一日に行われた特定取引と、当該既存特定取引に係る住所等所在地（同条第二項に規定する住所等所在地をいう。以下この項、次条、第六条の五及び第六条の六において同じ。）と認められる国又は地域が特定された日において当該住所等所在地と認められる国又は地域が同一の国又は地域が特定されたものとそれぞれみなして、法第十条の五の規定を適用する。

一・二 同 上

4 法第十条の五第一項若しくは第三項の規定により届出書を提出した者又は同条第四項の規定により異動届出書（同項に規定する異動届出書をいう。第六条の四及び第六条の五において同じ。）を提出した者がこれらの届出書（以下この項において「提出届出書」という。）を提出した後に当該提出届出書に係る特定取引に係る契約を締結している報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う場合において、前項各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、その者は、当該特定取引について法第十条の五第一項の規定にかかわらず、同項に規定する届出書の提出

届出書をいう。以下この条において同じ。）の提出を要しない。この場合において、当該特定取引を行う者は、当該特定取引を行う際、当該提出届出書のうち直近に提出されたものに居住地図（法第十条の五第八項第七号に規定する居住地図をいう。以下この項、第六条の四第一項及び第六条の五において同じ。）として記載された国又は地域と同一の国又は地域が居住地図として記載された新規届出書の提出をしたものとみなす。

5 法第十条の九第一項の規定により届出書を提出した者又は同条第二項の規定により同項に規定する異動届出書を提出した者がこれらの届出書（以下この項において「提出届出書」という。）を提出した後、報告金融機関等（当該提出届出書に係る同条第五項第三号に規定する暗号資産等取引をしている同項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等に該当するものに限る。）との間でその営業所等を通じて特定取引を行う場合において、同条第二項に規定する異動を生じた場合に該当しないときは、その者は、当該特定取引について法第十条の五第一項の規定にかかわらず、新規届出書の提出を要しない。この場合において、当該特定取引を行う者は、当該特定取引を行う際、当該提出届出書のうち直近に提出されたものに法第十条の九第五項第七号に規定する居住地図として記載された国又は地域と同一の国又は地域が法第十条の五第八項第七号に規定する居住地図として記載された新規届出書の提出をしたものとみなす。

（既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続）

第六条の三 省 略

254 省 略

5 報告金融機関等は、第三項本文の規定による確認をした場合において、個人既存低額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報（第二十四項第五号イに掲げるものに限る。）のいずれもないときは、当該個人既存低額特定取引契約者に対し、法第十条の五第一項の規定による届出書の提出又は同条第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示を求めなければならない。

6 報告金融機関等は、その保存している記録に個人既存低額特定取引契約者の現在の住所又は居所の記録（個人既存低額特定取引契約者の住所又は居所を証する書類として総務省令、財務省令で定める書類（電子的方式、

を要しない。この場合において、当該特定取引を行う者は、当該特定取引を行う際、当該提出届出書のうち直近に提出されたものに居住地図（同条第八項第七号に規定する居住地図をいう。以下この項、第六条の四第一項及び第六条の五において同じ。）として記載された国又は地域と同一の国又は地域が居住地図として記載された法第十条の五第一項に規定する届出書の提出をしたものとみなす。

（既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続）

第六条の三 同 上

254 同 上

5 報告金融機関等は、第三項本文の規定による確認をした場合において、個人既存低額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報（第二十四項第五号イに掲げるものに限る。）のいずれもないときは、当該個人既存低額特定取引契約者に対し、法第十条の五第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示を求めなければならない。

6 報告金融機関等は、その保存している記録に個人既存低額特定取引契約者の現在の住所又は居所の記録（個人既存低額特定取引契約者の住所又は居所を証する書類として総務省令、財務省令で定める書類（電子的方式、

磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを含む。第六条の六第十八項第一号において「証拠書類」という。）に基づくものに限る。）がある場合には、前各項の規定にかかわらず、当該現在の住所又は居所の所在する国又は地域のみを当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地と認められる国又は地域として特定することができる。

7 報告金融機関等は、個人既存高額特定取引契約者につき、その保有する特定取引データベースにおいて当該個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報を検索し、その保存している特定取引関係書類により当該個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報があるかどうかを確認し、及び当該個人既存高額特定取引契約者に係る当該報告金融機関等の特定業務担当者（報告金融機関等の役員、職員その他の従業者のうち、当該報告金融機関等との間で特定取引に係る契約を締結している者の需要に応じて、その者に対して継続的に特定取引に関する助言その他の総務省令、財務省令で定める行為に関する業務を担当する者をいう。第十八項第二号及び第六条の六において同じ。）から当該個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報を聴取しなければならない。この場合において、第三項ただし書の規定は、当該報告金融機関等において当該個人既存高額特定取引契約者に係る記録情報をその保有する当該特定取引データベースに記録し、及び保存することとされているときについて準用する。

8 省 略

9 報告金融機関等は、第七項の規定による検索、確認及び聴取をした場合において、個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報（第二十四項第五号に掲げるものに限る。）のみがあつたときは、当該個人既存高額特定取引契約者に対し、法第十条の五第一項の規定による届出書の提出又は同条第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示をするよう求めなければならない。

10 報告金融機関等は、法人既存特定取引契約者につき、その保存している記録により当該法人既存特定取引契約者（特定取引を行った者が特定組合員等（法第十条の五第八項第六号に規定する特定組合員等をいう。以下この条、第六条の五第七項、第六条の六第九項、第十項及び第十七項第一号並びに第六条の十四第一項第一号において同じ。）である場合にあつては

磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを含む。第六条の六第十八項第一号において「証拠書類」という。）に基づくものに限る。）がある場合には、前各項の規定にかかわらず、当該現在の住所又は居所の所在する国又は地域のみを当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地と認められる国又は地域として特定することができる。

7 報告金融機関等は、個人既存高額特定取引契約者につき、その保有する特定取引データベースにおいて当該個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報を検索し、その保存している特定取引関係書類により当該個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報があるかどうかを確認し、及び当該個人既存高額特定取引契約者に係る当該報告金融機関等の特定業務担当者（報告金融機関等の役員、職員その他の従業者のうち、当該報告金融機関等との間で特定取引に係る契約を締結している者の需要に応じて、その者に対して継続的に特定取引に関する助言その他の総務省令、財務省令で定める行為に関する業務を担当する者をいう。第十九項第二号及び第六条の六において同じ。）から当該個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報を聴取しなければならない。この場合において、第三項ただし書の規定は、当該報告金融機関等において当該個人既存高額特定取引契約者に係る記録情報をその保有する当該特定取引データベースに記録し、及び保存することとされているときについて準用する。

8 同 上

9 報告金融機関等は、第七項の規定による検索、確認及び聴取をした場合において、個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報（第二十四項第五号に掲げるものに限る。）のみがあつたときは、当該個人既存高額特定取引契約者に対し、法第十条の五第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示をするよう求めなければならない。

10 報告金融機関等は、法人既存特定取引契約者につき、その保存している記録により当該法人既存特定取引契約者（特定取引を行った者が特定組合員等（法第十条の五第八項第六号に規定する特定組合員等をいう。以下この条、第六条の五第七項並びに第六条の六第九項、第十項及び第十七項第一号において同じ。）である場合にあつては、当該特定取引をその業務と

、当該特定取引をその業務として行う当該特定組合員等に係る法第十条の五第八項第六号イからハまでに掲げるもの。以下この項並びに第六条の六第九項及び第十項において「法人既存特定取引契約者等」という。）に係る本店所在地国情報（本店又は主たる事務所の所在地その他の総務省令、財務省令で定める情報を含む。）を、以下この項において同じ。）があるかどうかを確認し、当該法人既存特定取引契約者等に係る本店所在地国情報があつた場合には、当該本店所在地国情報に基づき、当該法人既存特定取引契約者等の住所等所在地と認められる国又は地域を特定しなければならない。

11 前項の規定により同項の法人既存特定取引契約者の住所等所在地と認められる国又は地域を特定した報告金融機関等は、当該法人既存特定取引契約者（当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った際に犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第一項又は第二項の規定により当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者につき当該報告金融機関等が同条第一項第四号に掲げる事項の確認を行つていた場合その他総務省令、財務省令で定める場合における当該法人既存特定取引契約者に限る。以下第十四項までにおいて同じ。）が特定法人に該当する場合においては、当該法人既存特定取引契約者に対し、法第十条の五第一項の規定による届出書の提出又は同条第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示を求めなければならない。

12 前項の報告金融機関等は、その保存している記録により法人既存特定取引契約者（人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。第二十二項第二号において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）が特定法人に該当するかどうかを確認しなければならない。この場合において、当該報告金融機関等は、当該記録により当該法人既存特定取引契約者が特定法人に該当しないことを確認したとき（公開されている情報に基づき当該法人既存特定取引契約者が特定法人に該当しないことを確認したときを含む。）を除き、当該法人既存特定取引契約者は特定法人に該当するものとして、前項の規定を適用する。

13 報告金融機関等は、第十一項の規定により法第十条の五第一項の規定による届出書の提出又は同条第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、これらの届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、当該報告金融機関等の保存している記録により第十一

して行う当該特定組合員等に係る法第十条の五第八項第六号イからハまでに掲げるもの。以下この項並びに第六条の六第九項及び第十項において「法人既存特定取引契約者等」という。）に係る本店所在地国情報（本店又は主たる事務所の所在地その他の総務省令、財務省令で定める情報を含む。）を、以下この項において同じ。）があるかどうかを確認し、当該法人既存特定取引契約者等に係る本店所在地国情報があつた場合には、当該本店所在地国情報に基づき、当該法人既存特定取引契約者等の住所等所在地と認められる国又は地域を特定しなければならない。

11 前項の規定により同項の法人既存特定取引契約者の住所等所在地と認められる国又は地域を特定した報告金融機関等は、当該法人既存特定取引契約者（当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った際に犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第一項又は第二項の規定により当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者につき当該報告金融機関等が同条第一項第四号に掲げる事項の確認を行つていた場合その他総務省令、財務省令で定める場合における当該法人既存特定取引契約者に限る。以下第十四項までにおいて同じ。）が特定法人に該当する場合においては、当該法人既存特定取引契約者に対し、法第十条の五第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示を求めなければならない。

12 前項の報告金融機関等は、その保存している記録により法人既存特定取引契約者（人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。第二十三項第三号において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）が特定法人に該当するかどうかを確認しなければならない。この場合において、当該報告金融機関等は、当該記録により当該法人既存特定取引契約者が特定法人に該当しないことを確認したとき（公開されている情報に基づき当該法人既存特定取引契約者が特定法人に該当しないことを確認したときを含む。）を除き、当該法人既存特定取引契約者は特定法人に該当するものとして、前項の規定を適用する。

13 報告金融機関等は、第十一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、当該報告金融機関等の保存している記録により同項の法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者に係る住所等所在地国情報があるか

項の法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者に係る住所等所在地国情報があるかどうかを確認し、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国情報があつた場合には、各住所等所在地国情報に基づき、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域を、それぞれ特定しなければならない。

14 報告金融機関等は、法人既存特定取引契約者（第十二項の規定により該当するものとされた特定法人のうち、当該報告金融機関等との間で締結している次の各号に掲げる特定取引に係る契約に係る特定取引契約資産額が、当該各号に定める日において一億円以下である場合における当該各号に掲げる特定取引に係る契約を締結しているものに限る。以下この項において同じ。）に係る確認記録等（犯罪による収益の移転防止に関する法律第六条第一項に規定する確認記録その他総務省令、財務省令で定める記録をいう。以下この項及び第六条の六第十三項において同じ。）を保存しているときは、前項の規定にかかわらず、当該確認記録等（直近の住所等所在地国情報に係る部分に限る。）に基づき、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定することができる。

- 一 令和七年十二月三十一日以前に当該法人既存特定取引契約者が当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つた特定取引 同日
- 二 令和八年一月一日以後に当該法人既存特定取引契約者が当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つた特定取引 当該特定取引を行つた日

どうかを確認し、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国情報があつた場合には、各住所等所在地国情報に基づき、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域を、それぞれ特定しなければならない。

14 報告金融機関等は、法人既存特定取引契約者（第十二項の規定により該当するものとされた特定法人のうち、当該報告金融機関等との間で締結している特定取引に係る契約に係る特定取引契約資産額が、平成二十八年十二月三十一日において一億円以下である場合における当該特定取引に係る契約を締結しているものに限る。以下この項において同じ。）に係る確認記録等（犯罪による収益の移転防止に関する法律第六条第一項に規定する確認記録その他総務省令、財務省令で定める記録をいう。以下この項及び第六条の六第十三項において同じ。）を保存しているときは、前項の規定にかかわらず、当該確認記録等（直近の住所等所在地国情報に係る部分に限る。）に基づき、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定することができる。

15 報告金融機関等は、次に掲げる場合のいずれかに該当することにより、平成二十八年十二月三十一日において報告対象国（法第十条の六第二項第一号に規定する報告対象国をいう。以下この項及び第二十二項並びに第六条の九第一項第七号において同じ。）に住所を有する個人との間で保険契約等（第六条の八第一号二に規定する保険契約及び同号ホに規定する共済に係る契約をいう。以下この条において同じ。）を締結していないと認められるときは、同号ニ及びホに掲げる特定取引（個人既存特定取引契約者が行うものに限る。）については、平成二十九年一月一日以後に次に掲げる場合のいずれにも該当しないこととなるまでの間は、住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を要しない。

- 一 全ての報告対象国の法令により、その国又は地域に住所を有する個人

15] 報告金融機関等は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間において、当該各号の法人既存特定取引契約者及び当該各号の法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を要しない。

一 令和七年十二月三十一日における法人既存特定取引契約者の締結している契約に係る特定取引に係る特定取引契約資産額が二千五百万円以下である場合 令和八年一月一日以後の年の十二月三十一日における当該特定取引契約資産額が二千五百万円を超えることとなる日までの期間

二 特定取引（令和八年一月一日以後に法人既存特定取引契約者が当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行ったものに限る。以下この号において同じ。）を行った日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が二千五百万円以下である場合 同日以後の年の十二月三十一日における当該特定取引契約資産額が二千五百万円を超えることとなる日までの期間

16] 報告金融機関等は、特定取引（第六条の八第一号ホに規定する保険契約及び同号へに規定する共済に係る契約に基づく年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。）の支払を除く。以下この項及び第二十二項第三号において「対象特定取引」という。）で次に掲げる要件の全てを満たすものに係る契約については、令和八年一月一日以後に当該対象特定取引を行った者が当該報告金融機関等との間で第一号の取引又は第二号の通信を行うまでの間は、住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を要しない。

一 令和八年一月一日前三年以内に対象特定取引を行った者との間で当該対象特定取引に係る払出し、譲渡その他の取引がないこと。

との間で保険契約等を締結することが認められていない場合

17] 報告金融機関等は、次に掲げる要件の全てを満たす特定取引（保険契約等）に基づく年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。）の支払を除く。以下この項において同じ。）に係る契約については、平成二十九年一月一日以後に当該特定取引を行った者が当該報告金融機関等との間で第一号の取引又は第二号の通信を行うまでの間は、住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を要しない。

16] 報告金融機関等は、平成二十八年十二月三十一日における法人既存特定取引契約者の締結している契約に係る特定取引に係る特定取引契約資産額が二千五百万円以下である場合には、平成二十九年一月一日以後の年の十二月三十一日における当該特定取引契約資産額が二千五百万円を超えることとなるまでの間は、当該法人既存特定取引契約者及び当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を要しない。

一 平成二十九年一月一日前三年以内に当該特定取引を行った者との間で当該特定取引に係る払出し、譲渡その他の取引がないこと。

二 令和八年一月一日前六年以内に対象特定取引を行った者との間で電話その他の方法による当該対象特定取引を行った者からの通信がないこと。
三 令和七年十二月三十一日における対象特定取引に係る特定取引契約資産額が十万円以下であること。

17| 省 略

18| 報告金融機関等は、第十項から第十三項まで及び第二十一項の場合を除き、次の各号に掲げる方法により、当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引に係る契約を締結している個人既存特定取引契約者又は法人既存特定取引契約者（以下この項において「既存特定取引契約者」という。）に係る当該各号に定める契約（法人既存特定取引契約者にあつては、第一号に定める契約に限る。以下この項において「合算対象特定取引契約」という。）があるかどうかを確認しなければならない。この場合において、当該既存特定取引契約者に係る合算対象特定取引契約があることが確認されたときは、当該既存特定取引契約者に係る特定取引契約資産額は、当該特定取引に係る契約及び当該合算対象特定取引契約に係る特定取引契約資産額の合計額とする。

一 当該報告金融機関等の保有する特定取引データベースを検索する方法次に掲げる契約

イ 省 略

ロ 当該報告金融機関等（法人に限る。ロにおいて同じ。）と他の法人との間に次に掲げる関係がある場合における当該他の法人（報告金融機関等及び外国の法令に準拠して設立された法人で外国報告金融機関等（報告金融機関等で、外国の法令に準拠して設立された法人であるものをいう。第六条の九第一項第六号及び第七号において同じ。）以外のもののうち報告金融機関等に類するものに限る。）との間で締結している特定取引に係る契約

(1)・(2) 省 略

二 省 略

19| 20| 省 略

21| 報告金融機関等は、法第十条の五第二項の規定により特定対象者（同条第一項に規定する特定対象者をいう。以下この項、第六条の五並びに第六条の六第十六項及び第十八項第五号において同じ。）の住所等所在地国と認められる国又は地域（外国に限る。以下この項において同じ。）の特定

二 平成二十九年一月一日前六年以内に当該特定取引を行った者との間で電話その他の方法による当該特定取引を行った者からの通信がないこと。
三 平成二十八年十二月三十一日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が十万円以下であること。

18| 同 上

19| 報告金融機関等は、第十項から第十三項まで及び第二十二項の場合を除き、次の各号に掲げる方法により、当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引に係る契約を締結している個人既存特定取引契約者又は法人既存特定取引契約者（以下この項において「既存特定取引契約者」という。）に係る当該各号に定める契約（法人既存特定取引契約者にあつては、第一号に定める契約に限る。以下この項において「合算対象特定取引契約」という。）があるかどうかを確認しなければならない。この場合において、当該既存特定取引契約者に係る合算対象特定取引契約があることが確認されたときは、当該既存特定取引契約者に係る特定取引契約資産額は、当該特定取引に係る契約及び当該合算対象特定取引契約に係る特定取引契約資産額の合計額とする。

一 同 上

イ 同 上

ロ 当該報告金融機関等（法人に限る。ロにおいて同じ。）と他の法人との間に次に掲げる関係がある場合における当該他の法人（報告金融機関等及び外国の法令に準拠して設立された法人で外国報告金融機関等（報告金融機関等で、外国の法令に準拠して設立された法人であるものをいう。第六条の九第一項第六号及び第七号並びに第六条の十一において同じ。）以外のものうち報告金融機関等に類するものに限る。）との間で締結している特定取引に係る契約

(1)・(2) 同 上

二 同 上

20| 21| 同 上

22| 報告金融機関等は、法第十条の五第二項の規定により特定対象者（同条第一項に規定する特定対象者をいう。以下この項、第六条の五並びに第六条の六第十六項及び第十八項第五号において同じ。）の住所等所在地国と認められる国又は地域（外国に限る。以下この項において同じ。）の特定

をした場合において、その保存している記録に、当該特定対象者の生年月日その他の総務省令、財務省令で定める情報がないときは、当該特定をした日（同日において当該特定をした国又は地域が報告対象国（法第十条の六第二項第一号に規定する報告対象国をいう。以下この項及び第六条の九第一項第七号において同じ。）に該当しない場合にあっては、当該特定をした国又は地域が報告対象国に該当することとなつた日）を起算日として、当該起算日から二年を経過する日又は当該特定対象者に係る特定取引に係る契約が終了する日のいずれか遅い日までの間、総務省令、財務省令で定めるところにより、これらの情報を取得するために必要な措置を講じなければならない。

22) 法第十条の五第二項第一号に規定する特定取引に係る契約で政令で定めるものは、次の各号に掲げる契約とし、同項第一号に規定する政令で定める日は、当該各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 令和七年十二月三十一日以前に個人（特定組合員等である個人を除く。次項第一号及び第二十四項第二号において同じ。）が報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つた特定取引に係る契約で同日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が一億円を超えるもの 令和八年十二月三十一日

二 令和七年十二月三十一日以前に法人（人格のない社団等及び特定組合員等である個人を含む。次項第二号及び第二十四項第七号において同じ。）が報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つた特定取引に係る契約（同日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が二千五百万円以下であるものに限る。）で令和八年一月一日以後の年の十二月三十一日において当該特定取引に係る特定取引契約資産額が二千五百万円を超えることとなつた場合における当該特定取引に係る契約 その超えることとなつた日の属する年の翌年十二月三十一日

をした場合において、その保存している記録に、当該特定対象者の生年月日その他の総務省令、財務省令で定める情報がないときは、当該特定をした日（同日において当該特定をした国又は地域が報告対象国に該当しない場合にあっては、当該特定をした国又は地域が報告対象国に該当することとなつた日）から二年を経過する日までの間、総務省令、財務省令で定めるところにより、これらの情報を取得するために必要な措置を講じなければならない。

23) 法第十条の五第二項に規定する特定取引に係る契約で政令で定めるものは、次の各号に掲げる契約とし、同項に規定する政令で定める日は、当該各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 平成二十八年十二月三十一日以前に個人（特定組合員等である個人を除く。）が報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つた特定取引に係る契約で同日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が一億円を超えるもの 平成二十九年十二月三十一日

二 特定取引に係る契約で保険契約等に該当するものうち、平成二十八年十二月三十一日において第十五項各号に掲げる場合のいずれかに該当するものが平成二十九年一月一日以後に同項各号に掲げる場合のいずれにも該当しないこととなつた場合における当該保険契約等 その該当しないこととなつた日から二年を経過する日（その該当しないこととなつた日における当該保険契約等に係る特定取引契約資産額が一億円を超えるものにあつては、同日から一年を経過する日）

三 平成二十八年十二月三十一日以前に法人（人格のない社団等及び特定組合員等である個人を含む。次項第七号において同じ。）が報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つた特定取引に係る契約（同日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が二千五百万円以下であるものに限る。）で平成二十九年一月一日以後の年の十二月三十一日において当該特定取引に係る特定取引契約資産額が二千五百万円を超えることとなつた場合における当該特定取引に係る契約 その超えることとなつた日の属する年の翌年十二月三十一日

三 対象特定取引（第十六項各号に掲げる要件の全てを満たすものに限る。以下この項において同じ。）に係る契約に該当するものが令和八年一月一日以後に第十六項第一号に規定する取引又は同項第二号に規定する通信を行うこととなつた場合における当該対象特定取引に係る契約（その行うこととなつた日から二年を経過する日（その行うこととなつた日における当該対象特定取引に係る特定取引契約資産額が一億円を超えるものにあつては、同日から一年を経過する日））

23 法第十条の五第二項第二号に規定する特定取引に係る契約で政令で定め

るものは、次の各号に掲げる契約とし、同項第二号に規定する政令で定める日は、当該各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定める日とする。
一 令和八年一月一日以後に個人が報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つた特定取引に係る契約で当該特定取引を行つた日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が一億円を超えるもの 同日から一年を経過する日

二 令和八年一月一日以後に法人が報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つた特定取引に係る契約（当該特定取引を行つた日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が二千五百万円以下であるものに限る。）で当該特定取引を行つた日以後の年の十二月三十一日において当該特定取引に係る特定取引契約資産額が二千五百万円を超えることとなつた場合における当該特定取引に係る契約 その超えることとなつた日の属する年の翌年十二月三十一日

24 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 個人既存低額特定取引契約者 次に掲げる者で、それぞれ次に定める日において特定取引に係る契約（それぞれ次に定める日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が一億円以下であるものに限る。）を締結しているものをいう。

イ 次号イに掲げる個人既存特定取引契約者 令和七年十二月三十一日
ロ 次号ロに掲げる個人既存特定取引契約者 同号ロの特定取引を行つた日

二 個人既存特定取引契約者 次に掲げる個人をいう。

イ 令和七年十二月三十一日以前に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた個人

四 第十七項に規定する特定取引に係る契約に該当するものが平成二十九年一月一日以後に同項第一号に規定する取引又は同項第二号に規定する通信を行うこととなつた場合における当該特定取引に係る契約（その行うこととなつた日から二年を経過する日（その行うこととなつた日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が一億円を超えるものにあつては、同日から一年を経過する日））

24 同上

一 個人既存低額特定取引契約者 個人既存特定取引契約者で、平成二十八年十二月三十一日において特定取引に係る契約（同日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が一億円以下であるものに限る。）を締結しているものをいう。

二 個人既存特定取引契約者 平成二十八年十二月三十一日以前に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた個人（特定組合員等である個人を除く。）をいう。

ロ 令和八年一月一日以後に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う個人で、法第十条の五第一項の規定による届出書の提出をしなかつたもの

三〇五 省 略

六 個人既存高額特定取引契約者 第一号イ又はロに掲げる者で、それぞれ同号イ又はロに定める日において特定取引に係る契約（それぞれ同号イ又はロに定める日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が一億円を超えるものに限り。）を締結しているものをいう。

七 法人既存特定取引契約者 次に掲げる法人をいう。

イ 令和七年十二月三十一日以前に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った法人で、同日において当該特定取引に係る契約を締結しているもの

ロ 令和八年一月一日以後に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う法人で、法第十条の五第一項の規定による届出書の提出をしなかつたもの

（法人に係る任意届出書の提出等）

第六条の四 第六条の二第一項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 法第十条の五第二項第一号の特定取引に係る契約を締結している者（内国法人である特定法人のうち、当該特定法人に係る実質的支配者（その居住地位が外国であるものに限る。）があるものに限る。次項第一号において同じ。）が法人番号を有する場合において、当該締結している者が同条第三項の規定により届出書を提出するとき。

二 法第十条の五第一項又は第三項の規定により届出書を提出した者（内国法人である特定法人に限る。次項第二号において同じ。）が法人番号を有する場合において、当該提出した者が同条第四項に規定する異動を生じた場合（その異動を生じた後の当該特定法人に係る実質的支配者の居住地位が外国である場合に限る。同号において「異動を生じた場合」という。）に該当することにより異動届出書を提出するとき（既に第六條の二第一項（この項において準用する場合を含む。同号において同じ。）の規定による確認が行われた場合及び同条第二項（次項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する確認をした場合を除く。）。

三〇五 同 上

六 個人既存高額特定取引契約者 個人既存特定取引契約者で、平成二十八年十二月三十一日において特定取引に係る契約（同日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が一億円を超えるものに限る。）を締結しているものをいう。

七 法人既存特定取引契約者 平成二十八年十二月三十一日以前に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った法人で、同日において当該特定取引に係る契約を締結しているものをいう。

（法人に係る任意届出書の提出等）

第六条の四 同 上

一 法第十条の五第二項の特定取引に係る契約を締結している者（内国法人である特定法人のうち、当該特定法人に係る実質的支配者（その居住地位が外国であるものに限る。）があるものに限る。次項第一号において同じ。）が法人番号を有する場合において、当該締結している者が同条第三項の規定により届出書を提出するとき。

二 法第十条の五第一項又は第三項の規定により届出書を提出した者（内国法人である特定法人に限る。次項第二号において同じ。）が法人番号を有する場合において、当該提出した者が同条第四項に規定する異動を生じた場合（その異動を生じた後の当該特定法人に係る実質的支配者の居住地位が外国である場合に限る。同号において「異動を生じた場合」という。）に該当することにより異動届出書を提出するとき（既にこの項において準用する第六條の二第一項の規定による確認が行われたときを除く。）。

2 第六条の第二第二項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 法第十条の五第二項第一号の特定取引に係る契約を締結している者で法人番号保有者に該当するものが同条第三項の規定により届出書を提出する場合

二 法第十条の五第一項又は第三項の規定により届出書を提出した者で法人番号保有者に該当するものが異動を生じた場合に該当することにより異動届出書を提出するとき（既に第六条の二第一項の規定による確認が行われた場合及び同条第二項に規定する確認をした場合を除く。）。

3 省 略

（特定取引に係る届出書を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続）

第六条の五 省 略

2 5 4 省 略

5 届出書等の提出を受けた報告金融機関等が、特定対象者（特定取引を行った法人に限る。）につき、その保存している記録に追加される第六条の十四第一項第一号に掲げる者に該当するかどうかに関する新情報を取得したことにより、当該届出書等を提出した者に対し法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出の要求をした場合において、当該異動届出書の提出がなかったときは、当該届出書等を提出した者は同号に掲げる者に該当しないものとして、法第十条の六第一項の規定を適用する。当該要求の時から法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出までの間に、当該要求の基因となつた同号に掲げる者に該当するかどうかに関する新情報を取得した場合も、同様とする。

6 第六条の三第二十一項の規定は、法第十条の五第六項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域（外国に限る。）の特定をした場合について準用する。

7 省 略

（既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続）

第六条の六 報告金融機関等は、法第十条の五第七項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（次項及び第四項から第八項までの規定の適用が

2 同 上

一 法第十条の五第二項の特定取引に係る契約を締結している者で法人番号保有者に該当するものが同条第三項の規定により届出書を提出する場合

二 法第十条の五第一項又は第三項の規定により届出書を提出した者で法人番号保有者に該当するものが異動を生じた場合に該当することにより異動届出書を提出するとき（既にこの項において準用する第六条の二第二項に規定する確認をした場合を除く。）。

3 同 上

（届出書を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続）

第六条の五 同 上

2 5 4 同 上

5 届出書等の提出を受けた報告金融機関等が、特定対象者（特定取引を行った法人に限る。）につき、その保存している記録に追加される第六条の十四第一項に規定する政令で定める者に該当するかどうかに関する新情報を取得したことにより、当該届出書等を提出した者に対し法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出の要求をした場合において、当該異動届出書の提出がなかったときは、当該届出書等を提出した者は当該政令で定める者に該当しないものとして、法第十条の六第一項の規定を適用する。当該要求の時から法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出までの間に、当該要求の基因となつた当該政令で定める者に該当するかどうかに関する新情報を取得した場合も、同様とする。

6 第六条の三第二十二項の規定は、法第十条の五第六項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域（外国に限る。）の特定をした場合について準用する。

7 同 上

（既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続）

第六条の六 報告金融機関等は、法第十条の五第七項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（次項及び第四項から第八項までの規定の適用が

ある場合を除く。)には、同条第二項第一号の特定取引を行った者に対し、同条第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示をするよう求めなければならない。

2 第六条の三第二項(同条第四項(第五項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定又はこの項から第四項までの規定により個人既存低額特定取引契約者(同条第二十四項第一号に規定する個人既存低額特定取引契約者をいい、同条第十七項の規定により同条第七項の規定が適用されたものを除く。以下第五項まで並びに第十八項第四号及び第五号において同じ。)に係る住所等所在地国情報又は新情報(同条第二十四項第五号に掲げるものに限る。以下この項において「既存住所等所在地国情報」という。)に基づき当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等は、その保存している記録に追加される当該特定をした国又は地域と異なることを示す新情報(同号イに掲げるものに限る。以下この項において「新規住所等所在地国情報」という。)を取得した場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより、当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。

一・二 省略

3 第六条の三第六項の規定により個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたことにより、当該個人既存低額特定取引契約者に対し第一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたとき(当該個人既存低額特定取引契約者が同条第二十四項第一号に掲げる者に該当する場合にあつては、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたとき)は、当該特定をした当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域に代えて、同条第一項から第四項までの規定に準じて当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。

一・二 省略

4・5 省略

6 第六条の三第八項(同条第十七項の規定により適用される場合を含む。)

ある場合を除く。)には、同条第二項の特定取引を行った者に対し、同条第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示をするよう求めなければならない。

2 第六条の三第二項(同条第四項(第五項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定又はこの項から第四項までの規定により個人既存低額特定取引契約者(同条第二十四項第一号に規定する個人既存低額特定取引契約者をいい、同条第十八項の規定により同条第七項の規定が適用されたものを除く。以下第五項まで並びに第十八項第四号及び第五号において同じ。)に係る住所等所在地国情報又は新情報(同条第二十四項第五号に掲げるものに限る。以下この項において「既存住所等所在地国情報」という。)に基づき当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等は、その保存している記録に追加される当該特定をした国又は地域と異なることを示す新情報(同号イに掲げるものに限る。以下この項において「新規住所等所在地国情報」という。)を取得した場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより、当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。

一・二 同上

3 第六条の三第六項の規定により個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたことにより、当該個人既存低額特定取引契約者に対し第一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、当該特定をした当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域に代えて、同条第一項から第四項までの規定に準じて当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。

一・二 同上

4・5 同上

6 第六条の三第八項(同条第十八項の規定により適用される場合を含む。)

以下この条において同じ。の規定又はこの項若しくは次項の規定により個人既存高額特定取引契約者（第六条の三第二十四項第六号に規定する個人既存高額特定取引契約者をいい、同条第十七項の規定により同条第七項の規定が適用された個人既存低額特定取引契約者（同条第二十四項第一号に規定する個人既存低額特定取引契約者をいう。第十八項第一号において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に係る住所所在地国情報又は新情報（第六条の三第二十四項第五号に掲げるものに限る。以下この項において「既存住所所在地国情報」という。）に基づき当該個人既存高額特定取引契約者の住所所在地国と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等は、その保存している記録に追加される当該特定をした国若しくは地域と異なることを示す新情報（同号に掲げるものに限る。以下この項において「新規住所所在地国情報」という。）を取得した場合又は当該報告金融機関等の特定業務担当者が新規住所所在地国情報を取得した場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより、当該個人既存高額特定取引契約者の住所所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。

一・二 省 略

7・8 省 略

9 第六条の三第十項の規定又はこの項若しくは次項の規定により法人既存特定取引契約者等の住所所在地国と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等は、その保存している記録に追加される当該特定をした国又は地域と異なることを示す新情報を取得したことにより、当該法人既存特定取引契約者等（当該法人既存特定取引契約者等が法第十条の五第八項第六号イからハまでに掲げるもの（以下この項及び次項並びに第六条の十四第一項第一号において「組合等」という。）である場合にあつては、当該組合等に係る特定組合員等）に対し第一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたとき（当該法人既存特定取引契約者等が第六条の三第二十四項第七号ロに掲げるものに該当する場合にあつては、当該新情報を取得したとき）は、当該新情報に基づき当該法人既存特定取引契約者等の住所所在地国として認められる国又は地域を特定しなければならない。

10 報告金融機関等は、法人既存特定取引契約者等（第六条の三第十項の規定による住所所在地国と認められる国又は地域の特定がされなかつたも

以下この条において同じ。の規定又はこの項若しくは次項の規定により個人既存高額特定取引契約者（第六条の三第二十四項第六号に規定する個人既存高額特定取引契約者をいい、同条第十八項の規定により同条第七項の規定が適用された個人既存低額特定取引契約者（同条第二十四項第一号に規定する個人既存低額特定取引契約者をいう。第十八項第一号において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に係る住所所在地国情報又は新情報（第六条の三第二十四項第五号に掲げるものに限る。以下この項において「既存住所所在地国情報」という。）に基づき当該個人既存高額特定取引契約者の住所所在地国と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等は、その保存している記録に追加される当該特定をした国若しくは地域と異なることを示す新情報（同号に掲げるものに限る。以下この項において「新規住所所在地国情報」という。）を取得した場合又は当該報告金融機関等の特定業務担当者が新規住所所在地国情報を取得した場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより、当該個人既存高額特定取引契約者の住所所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。

一・二 同 上

7・8 同 上

9 第六条の三第十項の規定又はこの項若しくは次項の規定により法人既存特定取引契約者等の住所所在地国と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等は、その保存している記録に追加される当該特定をした国又は地域と異なることを示す新情報を取得したことにより、当該法人既存特定取引契約者等（当該法人既存特定取引契約者等が法第十条の五第八項第六号イからハまでに掲げるもの（以下この項及び次項において「組合等」という。）である場合にあつては、当該組合等に係る特定組合員等）に対し第一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、当該新情報に基づき当該法人既存特定取引契約者等の住所所在地国として認められる国又は地域を特定しなければならない。

10 報告金融機関等は、法人既存特定取引契約者等（第六条の三第十項の規定による住所所在地国と認められる国又は地域の特定がされなかつたも

のに限る。)につき、その保存している記録に追加される住所等所在地国と認められる国又は地域を示す新情報を取得したことにより、当該法人既存特定取引契約者等(当該法人既存特定取引契約者等が組合等である場合にあっては、当該組合等に係る特定組合員等)に対し第一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたとき(当該法人既存特定取引契約者等が同条第二十四項第七号に掲げるものに該当する場合にあっては、当該新情報を取得したとき)は、当該新情報に基づき当該法人既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。

11 第六条の第三十項の規定又は前二項の規定により法人既存特定取引契約者(同条第二十四項第七号に規定する法人既存特定取引契約者をいう。以下第十四項までにおいて同じ。)の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等は、その保存している記録に追加される次に掲げる新情報を取得したことにより、当該法人既存特定取引契約者に対し第一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたとき(当該法人既存特定取引契約者が同号に掲げるものに該当する場合にあっては、当該新情報を取得したとき)は、その保存している記録により当該法人既存特定取引契約者(同条第十一項に規定する法人既存特定取引契約者に該当するものに限る。以下この項(各号を除く。))において同じ。)に係る実質的支配者に係る住所等所在地国情報があるかどうかを確認し、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国情報に基づき、当該法人既存特定取引契約者には、各住所等所在地国情報に基づき、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域を、それぞれ特定しなければならない。

一・二 省 略

12 第六条の第三十三項の規定又は前項若しくはこの項(次項において準用する場合を含む。)の規定により法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等は、その保存している記録に追加される当該特定をした国又は地域と異なることを示す新情報(住所等所在地国情報に限る。以下この項において同じ。)を取得したことにより、当該法人既存特定取引契約者に対し第一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、

のに限る。)につき、その保存している記録に追加される住所等所在地国と認められる国又は地域を示す新情報を取得したことにより、当該法人既存特定取引契約者等(当該法人既存特定取引契約者等が組合等である場合にあっては、当該組合等に係る特定組合員等)に対し第一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、当該新情報に基づき当該法人既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。

11 第六条の第三十項の規定又は前二項の規定により法人既存特定取引契約者(同条第二十四項第七号に規定する法人既存特定取引契約者をいう。以下第十四項までにおいて同じ。)の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等は、その保存している記録に追加される次に掲げる新情報を取得したことにより、当該法人既存特定取引契約者に対し第一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、その保存している記録により当該法人既存特定取引契約者(同条第十一項に規定する法人既存特定取引契約者に該当するものに限る。以下この項(各号を除く。))において同じ。)に係る実質的支配者に係る住所等所在地国情報があるかどうかを確認し、当該法人既存特定取引契約者には、各住所等所在地国情報に基づき、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域を、それぞれ特定しなければならない。

一・二 同 上

12 第六条の第三十三項の規定又は前項若しくはこの項(次項において準用する場合を含む。)の規定により法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等は、その保存している記録に追加される当該特定をした国又は地域と異なることを示す新情報(住所等所在地国情報に限る。以下この項において同じ。)を取得したことにより、当該法人既存特定取引契約者に対し第一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、

当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたとき（当該法人既存特定取引契約者が同条第二十四項第七号ロに掲げるものに該当する場合にあつては、当該新情報を取得したとき）は、当該新情報に基づき当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所所在地と認められる国又は地域を特定しなければならない。

13 前項の規定は、第六条の三第十四項の規定により法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所所在地と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等が、その保存している確認記録等に当該特定をした国又は地域と異なることを示す新情報（住所等所在地情報に限る。以下この項において同じ。）を取得したことにより、当該法人既存特定取引契約者に対し第一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたとき（当該法人既存特定取引契約者が同条第二十四項第七号ロに掲げるものに該当する場合にあつては、当該新情報を取得したとき）について準用する。

14 第六条の三第十項の規定又は第九項若しくは第十項の規定により法人既存特定取引契約者の住所所在地と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等が、当該法人既存特定取引契約者につき、その保存している記録に追加される第六条の第十四第一項第一号に掲げる者に該当するかどうかに関する新情報を取得したことにより、当該法人既存特定取引契約者に対し第一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、当該法人既存特定取引契約者は同号に掲げる者に該当しないものとして、法第十条の六第一項の規定を適用する。

15 省略

16 第六条の三第十八項から第二十項までの規定は報告金融機関等が前項の規定を適用する場合について、同条第二十一項の規定は報告金融機関等が法第十条の五第七項において準用する同条第六項の規定により特定対象者の住所等所在地と認められる国又は地域（外国に限る。）の特定をした場合について、それぞれ準用する。

17 法第十条の五第七項において準用する同条第六項に規定する政令で定める契約は、次の各号に掲げる契約とし、同項に規定する政令で定める日は、当該各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 個人（特定組合員等である個人を除く。）が報告金融機関等との間で

当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、当該新情報に基づき当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所所在地と認められる国又は地域を特定しなければならない。

13 前項の規定は、第六条の三第十四項の規定により法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所所在地と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等が、その保存している確認記録等に当該特定をした国又は地域と異なることを示す新情報（住所等所在地情報に限る。）を取得したことにより、当該法人既存特定取引契約者に対し第一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときについて準用する。

14 第六条の三第十項の規定又は第九項若しくは第十項の規定により法人既存特定取引契約者の住所所在地と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等が、当該法人既存特定取引契約者につき、その保存している記録に追加される第六条の第十四第一項に規定する政令で定める者に該当するかどうかに関する新情報を取得したことにより、当該法人既存特定取引契約者に対し第一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、当該法人既存特定取引契約者は当該政令で定める者に該当しないものとして、法第十条の六第一項の規定を適用する。

15 同上

16 第六条の三第十九項から第二十一項までの規定は報告金融機関等が前項の規定を適用する場合について、同条第二十二項の規定は報告金融機関等が法第十条の五第七項において準用する同条第六項の規定により特定対象者の住所等所在地と認められる国又は地域（外国に限る。）の特定をした場合について、それぞれ準用する。

17 同上

一 平成二十八年十二月三十一日以前に個人（特定組合員等である個人を

その営業所等を通じて行つた特定取引に係る契約（次号において「個人既存特定取引契約」といい、令和七年十二月三十一日以前に行つた特定取引に係る契約にあつては同日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額（第六条の三第二十四項第三号に規定する特定取引契約資産額をいう。以下この条及び第六条の十四第一項第二号において同じ。）が、令和八年一月一日以後に行つた特定取引に係る契約にあつては当該特定取引を行つた日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が、それぞれ一億円を超えるものに限る。） 法第十条の五第七項第一号若しくは第三号又は次項第二号若しくは第三号に規定する新情報の取得の日からそれぞれ三月を経過する日

二 個人既存特定取引契約（令和七年十二月三十一日以前に行つた特定取引に係る契約にあつては同日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が、令和八年一月一日以後に行つた特定取引に係る契約にあつては当該特定取引を行つた日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が、それぞれ一億円以下であるものに限る。）で同年以後の各年の十二月三十一日において報告金融機関等との間で締結しているものに係る当該各年の十二月三十一日における特定取引契約資産額が令和八年十二月三十一日以後最初に一億円を超えることとなつた場合における当該個人既存特定取引契約 その最初に超えることとなつた日の属する年の翌年十二月三十一日

18 法第十条の五第七項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 三 省 略

四 次に掲げる特定取引契約資産額がそれぞれ次に定める日以後最初に一億円を超えることとなつた場合

イ 個人既存低額特定取引契約者が令和八年以後の各年の十二月三十一日において報告金融機関等との間で締結している特定取引に係る契約（当該特定取引に係る契約に係る令和七年十二月三十一日における特定取引契約資産額が一億円以下であるものに限る。）に係る当該各年の十二月三十一日における特定取引契約資産額 令和八年十二月三十一日

ロ 個人既存低額特定取引契約者のうち令和八年一月一日以後に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた者で法第十

（除く。）が報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つた特定取引に係る契約（次号において「個人既存特定取引契約」といい、同日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額（第六条の三第二十四項第三号に規定する特定取引契約資産額をいう。次号並びに次項第四号及び第五号において同じ。）が一億円を超えるものに限る。） 法第十条の五第七項第一号若しくは第三号又は次項第二号若しくは第三号に規定する新情報の取得の日からそれぞれ三月を経過する日

二 個人既存特定取引契約（平成二十八年十二月三十一日における特定取引に係る特定取引契約資産額が一億円以下であるものに限る。）で平成二十九年以後の各年の十二月三十一日において報告金融機関等との間で締結しているものに係る当該各年の十二月三十一日における特定取引契約資産額が平成二十九年十二月三十一日以後最初に一億円を超えることとなつた場合における当該個人既存特定取引契約 その最初に超えることとなつた日の属する年の翌年十二月三十一日

18 同 上

一 三 同 上

四 個人既存低額特定取引契約者が平成二十九年以後の各年の十二月三十一日において報告金融機関等との間で締結している特定取引に係る契約に係る当該各年の十二月三十一日における特定取引契約資産額が平成二十九年十二月三十一日以後最初に一億円を超えることとなつた場合

条の五第一項の規定による届出書の提出をしなかつたものが当該特定取引を行った日の属する年以後の各年の十二月三十一日において締結している当該特定取引に係る契約に係る当該各年の十二月三十一日における特定取引契約資産額 当該特定取引を行った日の属する年の十二月三十一日

五 省 略

(報告金融機関等の範囲等)

第六条の七 法第十条の五第八項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者(第三号から第六号までに掲げる者にあつては、総務省令、財務省令で定める要件を満たすものに限る。)とする。

- 一 銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、無尽会社、資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第三項に規定する資金移動業者及び同条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者(同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者を含む。)

二 〇六 省 略

2・3 省 略

(特定取引の範囲)

第六条の八 法第十条の五第八項第三号に規定する政令で定める取引は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める取引(報告を免れるおそれがない取引として総務省令、財務省令で定める取引を除く。)とする。

- 一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる者との間で行われる場合に次に掲げる取引
 - イ 〇ハ 省 略
- 二 次に掲げるものの管理に関する契約の締結(イに掲げる取引を除く。)

(1) 資金決済に関する法律第二条第五項第一号から第三号までに掲げるもの(同項第一号に規定する流通性その他の事情を勘案して内閣

五 同 上

(報告金融機関等の範囲等)

第六条の七 同 上

- 一 銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び無尽会社

二 〇六 同 上

2・3 同 上

(特定取引の範囲)

第六条の八 同 上

一 同 上

イ 〇ハ 同 上

府令で定めるものうち総務省令、財務省令で定めるものを除く。)

2) 資金決済に関する法律第二条第六項に規定する物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために特定の者に対して使用することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されている同条第七項に規定する通貨建資産に限るものとし、同条第五項第一号から第三号までに掲げるもの、金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券、同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利、電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権、資金決済に関する法律第三条第一項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして総務省令、財務省令で定めるものを除く。)であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができ、かつ、当該財産的価値を発行する者に対し、その償還を請求することができるもの

ホ 保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約(再保険契約を除く。トにおいて「保険契約」という。)の締結

ヘ 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第十号、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)第十一条第一項第十二号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第百条の二第一項第一号又は消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第百号)第十条第一項第四号に規定する共済に係る契約(トにおいて「共済に係る契約」という。)の締結

ト 略

チ 略

リ 金銭若しくは資金決済に関する法律第二条第五項に規定する電子決済手段、金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券若しくは同法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利又は資金決済に関する法律第十四項に規定する暗号資産(金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引に関して預託をするものに限る。)の預託をすることを内容とする契約の締結

二〇四 省 略

(特定取引を行う特定法人の範囲)

二 保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約(再保険契約を除く。ヘにおいて「保険契約」という。)の締結

ホ 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第十号、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)第十一条第一項第十二号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第百条の二第一項第一号又は消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第百号)第十条第一項第四号に規定する共済に係る契約(ヘにおいて「共済に係る契約」という。)の締結

ヘ 同上

チ 同上

リ 金銭又は金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券の預託をすることを内容とする契約の締結

二〇四 同 上

(特定法人の範囲)

第六条の九 法第十条の五第八項第四号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 九 省 略

十 法人の直前の事業年度（以下この号において「直前事業年度」という。）が次に掲げる要件の全てに該当する場合における当該法人

イ 省 略

ロ 直前事業年度終了の時の総資産の額のうち当該直前事業年度終了の時の投資関連所得を生ずべき資産の額の合計額の占める割合が百分の五十に満たないこと。

十一 省 略

2・3 省 略

（特定取引を行う特定組合員等に係る組合契約に類する契約の範囲）

第六条の十 省 略

（実質的に特定取引を行った者の範囲）

第六条の十一 法第十条の五第十項に規定する政令で定める者は、報告金融機関等及び外国の法令に準拠して設立された法人で報告金融機関等に類するものとする。

（報告金融機関等に該当することとなつた日の判定等）

第六条の十二 法第十条の五第十一項の規定により読み替えて適用される同条第二項第一号に規定する政令で定める日は、第六条の七第二項に規定する総務省令、財務省令で定める日とする。

2 法第十条の五第十一項の規定により同条第二項の規定を読み替えて適用する場合における第六条の二第三項、第六条の三並びに第六条の六第十七項及び第十八項第四号の規定の適用については、第六条の二第三項中「平成二十九年一月一日」とあるのは「該当日（法第十条の五第十一項の規定により読み替えて適用される同条第二項第一号に規定する該当日をいう。以下同じ。）の翌日」と、「令和七年十二月三十一日」とあるのは「該当日」と、第六条の三第十四項第一号中「令和七年十二月三十一日」とあり、及び「同日」とあるのは「該当日」と、同項第二号中「令和八年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、同条第十五項第一号中「令和七年十

第六条の九 同 上

一 九 同 上

十 同 上

イ 同 上

ロ 直前事業年度終了の時の総資産の額のうち当該直前事業年度の投資関連所得の基因となる当該直前事業年度終了の時の資産の額の合計額の占める割合が百分の五十に満たないこと。

十一 同 上

2・3 同 上

（組合契約に類する契約の範囲）

第六条の十 同 上

（実質的に特定取引を行った者の範囲）

第六条の十一 法第十条の五第十項に規定する政令で定める者は、報告金融機関等及び外国の法令に準拠して設立された法人で外国報告金融機関等以外のものうち報告金融機関等に類するものとする。

（報告金融機関等に該当することとなつた日の判定等）

第六条の十二 法第十条の五第十一項の規定により読み替えて適用される同条第二項に規定する政令で定める日は、第六条の七第二項に規定する総務省令、財務省令で定める日とする。

2 法第十条の五第十一項の規定により同条第二項の規定を読み替えて適用する場合における第六条の二第三項、第六条の三並びに第六条の六第十七項及び第十八項第四号の規定の適用については、第六条の二第三項中「平成二十九年一月一日」とあるのは「該当日（法第十条の五第十一項の規定により読み替えて適用される同条第二項に規定する該当日をいう。以下同じ。）の翌日」と、「平成二十八年十二月三十一日」とあるのは「該当日」と、第六条の三第十四項中「平成二十八年十二月三十一日」とあるのは「該当日」と、同条第十五項及び第十六項中「平成二十八年十二月三十一日」とあるのは「該当日」と、「平成二十九年一月一日」とあるのは「該

二月三十一日」とあるのは「該当日」と、「令和八年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、同項第二号中「令和八年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、同条第十六項中「令和八年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、同項第一号及び第二号中「令和八年一月一日前」とあるのは「該当日以前」と、同項第三号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「該当日」と、同条第二十二項第一号中「令和七年十二月三十一日」とあり、及び「同日」とあるのは「該当日」と、「令和八年十二月三十一日」とあるのは「該当日から一年を経過する日」と、同項第二号中「令和七年十二月三十一日」とあり、及び「同日」とあるのは「該当日」と、「令和八年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、同項第三号及び同条第二十三項各号中「令和八年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、同条第二十四項第一号イ及び第二号イ中「令和七年十二月三十一日」とあり、並びに同項第七号イ中「令和七年十二月三十一日」とあり、及び「同日」とあるのは「該当日」と、第六条の六第十七項第一号中「令和七年十二月三十一日」とあり、及び「同日」とあるのは「該当日」と、「令和八年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、同項第二号中「令和七年十二月三十一日」とあり、及び「同日」とあるのは「該当日」と、「令和八年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、「同年」とあるのは「該当日の属する年の翌年」と、「令和八年十二月三十一日」とあるのは「該当日から一年を経過する日」と、同条第十八項第四号イ中「令和八年以後」とあるのは「該当日の属する年の翌年以後」と、「令和七年十二月三十一日」とあるのは「該当日」と、「令和八年十二月三十一日」とあるのは「該当日から一年を経過する日」とする。

(報告金融機関等による報告事項の提供)

第六条の十四 法第十条の六第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 第六条の九第一項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる法人、上場組合等（その契約に基づく権利が金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場において売買されている組合等として総務省令、財務省令で定めるものをいう。ロにおいて同じ。）に係る特定

当日の翌日」と、同条第十七項（第三号を除く。）中「平成二十九年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、同項第三号中「平成二十八年十二月三十一日」とあるのは「該当日」と、同条第二十三項第一号中「平成二十八年十二月三十一日」とあり、及び「同日」とあるのは「該当日」と、「平成二十九年十二月三十一日」とあるのは「該当日から一年を経過する日」と、同項第二号中「平成二十八年十二月三十一日」とあるのは「該当日」と、「平成二十九年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、同項第三号中「平成二十八年十二月三十一日」とあり、及び「同日」とあるのは「該当日」と、「平成二十九年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、同項第四号中「平成二十九年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、同条第二十四項第一号中「平成二十八年十二月三十一日」とあり、及び「同日」とあり、同項第二号中「平成二十八年十二月三十一日」とあり、並びに同項第六号及び第七号並びに第六条の六第十七項第一号中「平成二十八年十二月三十一日」とあり、及び「同日」とあるのは「該当日」と、同項第二号中「平成二十八年十二月三十一日」とあるのは「該当日」と、「平成二十九年以後」とあるのは「該当日の属する年の翌年以後」と、「平成二十九年十二月三十一日」とあるのは「該当日から一年を経過する日」と、同条第十八項第四号中「平成二十九年以後」とあるのは「該当日の属する年の翌年以後」と、「平成二十九年十二月三十一日」とあるのは「該当日から一年を経過する日」とする。

(報告金融機関等による報告事項の提供)

第六条の十四 法第十条の六第一項に規定する政令で定める者は、第六条の九第一項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる法人並びに外国政府又は外国の地方公共団体に準ずるものとして総務省令、財務省令で定める法人とする。

組合員等、次に掲げる法人又は特定組合員等並びに外国政府又は外国の地方公共団体に準ずるものとして総務省令、財務省令で定める法人

イ 第六条の九第一項第一号に掲げる法人と同項第二号イ又はロに掲げる関係に準ずる関係がある法人又は組合等に係る特定組合員等として総務省令、財務省令で定めるもの

ロ 上場組合等に係る特定組合員等と第六条の九第一項第二号イ又はロに掲げる関係に準ずる関係がある法人又は組合等に係る特定組合員等として総務省令、財務省令で定めるもの

二 報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者（当該特定取引が第六条の八第一号ニに掲げる特定取引のみであり、かつ、当該特定取引に係る特定取引契約資産額の合計額を基礎として総務省令、財務省令で定めるところにより計算した金額がその年中のいずれの日においても百万円を超えなかつた場合における当該特定取引を行った者に限る。）

2 法第十条の六第一項に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める場所は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める場所とする。

一 報告金融機関等が国内（法第十条の五第八項第二号に規定する国内をいう。以下この項及び第六条の二十四第二項において同じ。）に本店又は主たる事務所を有しない場合 国内に有するその事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この項において「事務所等」という。）の所在地（その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地。次号において同じ。）

二 省 略

3 法第十条の六第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる契約とする。

一 第六条の三第五項（第六条の六第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により法第十条の五第一項の規定による届出書の提出又は同条第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、これらの届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときにおける第六条の三第五項に規定する個人既存低額特定取引契約者の締結する特定取引に係る契約

二 第六条の三第九項（第六条の六第八項において準用する場合を含む）

2 同 上

一 報告金融機関等が国内（法第十条の五第八項第二号に規定する国内をいう。以下この項において同じ。）に本店又は主たる事務所を有しない場合 国内に有するその事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この項において「事務所等」という。）の所在地（その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地。次号において同じ。）

二 同 上

3 同 上

一 第六条の三第五項（第六条の六第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときにおける第六条の三第五項に規定する個人既存低額特定取引契約者の締結する特定取引に係る契約

二 第六条の三第九項（第六条の六第八項において準用する場合を含む）

以下この号において同じ。)の規定により法第十条の五第一項の規定による届出書の提出又は同条第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、これらの届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときにおける第六条の三第九項に規定する個人既存高額特定取引契約者の締結する特定取引に係る契約

4
省略

(暗号資産等取引を行う者の届出書の提出等)

第六条の十五 第六条の二第一項及び第二項の規定は、法第十条の九第一項の規定による届出書の提出をする者(内国法人である特定法人(同条第五項第四号に規定する特定法人をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。))のうち、当該特定法人に係る法第十条の九第五項第五号に規定する実質的支配者(次条第一項において「実質的支配者」といい、その法第十条の九第五項第七号に規定する居住地位が外国であるものに限る。))があるものに限る。)が法人番号を有する場合について準用する。この場合において、第六条の二第一項中「第十条の五第一項の特定取引(同条第八項第三号に規定する特定取引をいう。以下第六条の十四までにおいて同じ。)(を行う」とあるのは「第十条の九第一項の規定による届出書の提出の」と、「報告金融機関等(法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下第六条の十四まで)」とあるのは「報告暗号資産交換業者等(同条第五項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等をいう。以下この項及び次項」と、「当該報告金融機関等」とあるのは「当該報告暗号資産交換業者等」と、同条第二項中「第十条の五第一項の特定取引を行う」とあるのは「第十条の九第一項の規定による届出書の提出の」と、「報告金融機関等」とあるのは「報告暗号資産交換業者等」と読み替えるものとする。

2 | 法第十条の九第一項の規定により届出書を提出した者又は同条第二項の規定により異動届出書(同項に規定する異動届出書をいう。次条において同じ。))を提出した者がこれらの届出書(以下この項において「提出済届出書」という。))を提出した後に当該提出済届出書に係る暗号資産等取引(法第十条の九第五項第三号に規定する暗号資産等取引をいう。以下この条、第六条の二十三及び第六条の二十四第三項において同じ。))をしてい

る報告暗号資産交換業者等(法第十条の九第五項第一号に規定する報告暗

以下この号において同じ。)の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときにおける第六条の三第九項に規定する個人既存高額特定取引契約者の締結する特定取引に係る契約

4
同上

号資産交換業者等をいう。次項、第六条の十七、第六条の二十二及び第六条の二十四第三項において同じ。）との間でその営業所等（法第十条の九第五項第二号に規定する営業所等をいう。次項において同じ。）を通じて暗号資産等取引を行う場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、その者は、当該暗号資産等取引について同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する届出書の提出を要しない。この場合において、当該暗号資産等取引を行う者は、当該暗号資産等取引を行う際、当該提出届届出書のうち直近に提出されたものに居住地国（同条第五項第七号に規定する居住地国をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）として記載された国又は地域と同一の国又は地域が居住地国として記載された法第十条の九第一項に規定する届出書の提出をしたものとみなす。

一 犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第三項の規定により、当該暗号資産等取引を行う際、同条第一項又は第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による確認が行われないこと。

二 前号に掲げるもののほか、当該暗号資産等取引を行う際、その他法令の規定による当該提出届届出書に係る暗号資産等取引を行った者に関する情報として総務省令、財務省令で定めるものの更新の手續が行われな

3

いこと。

法第十条の五第一項若しくは第三項の規定により届出書を提出した者又は同条第四項の規定により同項に規定する異動届出書を提出した者がこれらの届出書（以下この項において「提出届届出書」という。）を提出した後、次に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合において、同条第四項に規定する異動を生じた場合に該当しないときは、その者は、当該各号の暗号資産等取引について法第十条の九第一項の規定にかかわらず、同項に規定する届出書の提出を要しない。この場合において、第一号の暗号資産等取引を行う者にあつては当該暗号資産等取引を行う際、第二号の暗号資産等取引をしている者にあつては令和八年十二月三十一日（当該届出書の提出を要しないこととなつた時から同日までの間において法第十条の五第四項に規定する異動を生じた場合にあつては、その異動を生じた日の前日）に、当該提出届届出書のうち直近に提出されたものに法第十条の五第八項第七号に規定する居住地国として記載された国又は地域と同一の国又は地域が法第十条の九第五項第七号に規定する居住地国として記載された

同条第一項に規定する届出書の提出をしたものとみなす。

- 一 令和八年一月一日以後に報告暗号資産交換業者等（当該提出済届出書に係る法第十条の五第八項第三号に規定する特定取引に係る契約を締結している報告金融機関等（同項第一号に規定する報告金融機関等をいう。第六条の二十二において同じ。）に該当するものに限る。次号において同じ。）との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行う場合
- 二 令和七年十二月三十一日において報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引をしている場合

（法人に係る異動届出書の提出）

第六条の十六 前条第一項（第六条の二第二項の規定を準用する部分に限る。）の規定は、法第十条の九第一項の規定により届出書を提出した者（内国法人である特定法人に限る。次項において同じ。）が法人番号を有する場合において、当該提出した者が同条第二項に規定する異動を生じた場合（その異動を生じた後の当該特定法人に係る実質的支配者の居住地国が外国である場合に限る。次項において「異動を生じた場合」という。）に該当することにより異動届出書を提出するとき（既に前条第一項（この項において準用する場合を含む。）において準用する第六条の二第一項の規定による確認が行われた場合及び前条第一項（次項において準用する場合を含む。）において準用する第六条の二第二項に規定する確認をした場合を除く。）について準用する。

2 前条第一項（第六条の二第二項の規定を準用する部分に限る。）の規定は、法第十条の九第一項の規定により届出書を提出した者で法人番号保有者に該当するものが異動を生じた場合に該当することにより異動届出書を提出するとき（既に前条第一項（前項において準用する場合を含む。）において準用する第六条の二第一項の規定による確認が行われた場合及び前条第一項（この項において準用する場合を含む。）において準用する第六条の二第二項に規定する確認をした場合を除く。）について準用する。

（暗号資産等取引に係る届出書を提出した者等の住所所在地国と認められる国又は地域の特定手続）

第六条の十七 第六条の五第一項から第五項までの規定は、報告暗号資産交換業者等が特定対象者（法第十条の九第一項に規定する特定対象者をいう

。以下この条において同じ。）の住所等所在地国（法第十条の九第四項に規定する住所等所在地国をいう。次項において同じ。）と認められる国又は地域その他の事実が法第十条の九第四項に規定する届出書等に記載された事項のうち特定対象者の同項に規定する総務省令、財務省令で定める事項と異なることを示す同項に規定する新情報を取得した場合について準用する。この場合において、第六条の五第一項中「特定法人に係る実質的支配者」とあるのは「特定法人（法第十条の九第五項第四号に規定する特定法人をいう。次項から第四項までにおいて同じ。）に係る実質的支配者（法第十条の九第五項第五号に規定する実質的支配者をいう。次項及び第三項において同じ。）」と、「居住地国」とあるのは「居住地国（法第十条の九第五項第七号に規定する居住地国をいう。第三項において同じ。）」と、「第十条の五第四項の規定による異動届出書」とあるのは「第十条の九第二項の規定による異動届出書（同項に規定する異動届出書をいう。以下この条において同じ。）」と、「同条第二項中「第十条の五第四項」とあるのは「第十条の九第二項」と、「通じて特定取引」とあるのは「通じて暗号資産等取引（同条第五項第三号に規定する暗号資産等取引をいう。以下この項及び第五項において同じ。）」と、「当該特定取引」とあるのは「当該暗号資産等取引」と、「その他第六条の三第十一項に規定する」とあるのは「その他」と、「第六条の三第二十四項第五号に規定する住所等所在地国情報」とあるのは「現在の住所若しくは居所その他の総務省令、財務省令で定める情報又は報告暗号資産交換業者等との間で暗号資産等取引をしている者宛ての第六条の三第二十四項第五号に規定する郵便物を受け取る場所としてその者（その代理人を含む。）により指定されている郵便局（同号に規定する郵便局をいう。以下この項において同じ。）若しくは外国における郵便局に相当するものの所在地その他の総務省令、財務省令で定める情報」と、「同項第一号中「特定取引」とあるのは「暗号資産等取引」と、「同条第三項中「第十条の五第四項」とあるのは「第十条の九第二項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第二項」と、「同条第四項中「第十条の五第四項」とあるのは「第十条の九第二項」と、「同条第五項中「特定取引」とあるのは「暗号資産等取引」と、「第六条の二十四第一項において準用する第六条の十第四第一項第一号」とあるのは「第十条の五第四項」とあるのは「第十条の九第二項」と、「第十条の五第四項」とあるのは「第十条の九第二項」と、「第十条の六第一項」とあるのは「第十条の十第一項」と読み替

えるものとする。

- 2| 第六条の第三十二項の規定は、報告暗号資産交換業者等が法第十条の九第四項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域（外国に限る。）の特定をした場合について準用する。この場合において、第六条の第三十二項中「第十条の六第二項第一号」とあるのは、「第十条の十第二項第一号」と読み替えるものとする。

（報告暗号資産交換業者等の範囲）

第六条の十八 法第十条の九第五項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（次条第二項第一号から第三号までに掲げる行為のいづれかを業として行う者に限る。）とする。

- 一 資金決済に関する法律第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者
- 二 資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者を含む。）
- 三 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者

（暗号資産等取引の範囲）

第六条の十九 法第十条の九第五項第三号に規定する政令で定めるものは、資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産、同条第五項第四号に掲げるもの又は金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利を表示するもの（資金決済に関する法律第二条第十四項各号に掲げる財産的価値に限る。）とする。

2| 法第十条の九第五項第三号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 暗号資産等（法第十条の九第五項第三号に規定する暗号資産等をいう。以下この項において同じ。）の売買
- 二 暗号資産等と他の暗号資産等との交換
- 三 前二号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理
- 四 暗号資産等の移転又は受入れ

（暗号資産等取引を行う特定法人の範囲）

第六条の二十 第六条の九の規定は、法第十条の九第五項第四号に規定する

政令で定める法人について準用する。この場合において、第六条の九第一項第六号中「限る」とあるのは「限るものとし、第六条の七第一項第四号から第六号までに掲げる者を除く」と、同項第七号中「外国（報告対象国その他相手国等のうち総務省令、財務省令で定める国又は地域を除く。第十一号において同じ。）」とあるのは「外国」と読み替えるものとする。

（暗号資産等取引を行う特定組合員等に係る組合契約に類する契約の範囲）

第六条の二十一 第六条の十の規定は、法第十条の九第五項第六号イに規定する政令で定める契約について準用する。

（実質的に暗号資産等取引を行った者の範囲）

第六条の二十二 法第十条の九第七項に規定する政令で定める者は、報告暗号資産交換業者等、報告金融機関等及び外国の法令に準拠して設立された法人で次に掲げるものとする。

- 一 報告暗号資産交換業者等に類するもの
- 二 報告金融機関等に類するもの

（暗号資産等取引に係る契約の契約者の変更があつた場合の届出書の提出等）

第六条の二十三 第六条の十三の規定は、暗号資産等取引に係る契約の契約者の変更があつた場合について準用する。この場合において、同条中「第十条の五第一項」とあるのは「第十条の九第一項」と、「第十条の六」とあるのは「第十条の十」と読み替えるものとする。

（報告暗号資産交換業者等による報告事項の提供）

第六条の二十四 第六条の十四第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、法第十条の十第一項に規定する政令で定める者について準用する。この場合において、同条中「第六条の九第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第六条の二十において準用する第六条の九第一項第一号から第三号まで」と、「売買されている組合等」とあるのは「売買されている組合等（法第十条の九第五項第六号イからハまでに掲げるものをいう。以下この号において同じ。）」と、「特定組合員等」とあるのは「特定組合員等（法第十条の九第五項第六号に規定する特定組合員等をいう。以下この

号において同じ。）、と、同号イ中「第六条の九第一項第一号」とあるのは「第六条の二十において準用する第六条の九第一項第一号」と、同号ロ中「第六条の九第一項第二号イ」とあるのは「第六条の二十において準用する第六条の九第一項第二号イ」と読み替えるものとする。

2| 法第十条の十第一項に規定する政令で定める場所は、国内に有するその事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この項において「事務所等」という。）の所在地（その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地）とする。

3| 報告暗号資産交換業者等との間で締結し、又は締結していた報告対象契約（法第十条の十第一項に規定する報告対象契約をいう。以下この項において同じ。）の他に当該報告暗号資産交換業者等との間で締結していた他の暗号資産等取引に係る契約（報告対象契約を除く。以下この項において同じ。）がある場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該他の暗号資産等取引に係る契約は報告対象契約とみなして、同条第一項の規定を適用する。

- 一 その年の十二月三十一日において報告対象契約を締結している場合
- 二 その年中に終了した当該報告暗号資産交換業者等との間で締結していた暗号資産等取引に係る契約のうち最後に終了したものが報告対象契約である場合（その年の十二月三十一日において当該他の暗号資産等取引に係る契約を締結している場合を除く。）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和八年一月一日から施行する。

（特定取引を行う者の届出書の提出等に関する経過措置）

第二条 改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（以下「新令」という。）第六条の二第三項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項に規定する新規特定取引を行う場合について適用し、施行日前に改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（以下「旧令」という。）第六条の二第三項に規定する新規特

定取引を行った場合については、なお従前の例による。

（既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定
手続に関する経過措置）

第三条 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この項において「改正法」という。）第十六条の規定による改正後の租税法約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「新法」という。）第十条の五第二項第一号に規定する特定取引が預金等既存特定取引（平成二十八年十二月三十一日以前に行われた改正法第十六条の規定による改正前の租税法約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「旧法」という。）第十条の五第二項の特定取引をいう。以下同じ。）に該当する場合（新令第六条の十二第二項の規定の適用がある場合を除く。）には、新令第六条の三第十四項第一号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「平成二十八年十二月三十一日」と、同条第十五項第一号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「平成二十八年十二月三十一日」と、「令和八年一月一日」とあるのは「平成二十九年一月一日」と、同条第十六項（第三号を除く。）中「令和八年一月一日」とあるのは「平成二十九年一月一日」と、同項第三号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「平成二十八年十二月三十一日」と、同項第三号中「満たす」と、同条第二十二項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第二号又は第三号」と、「応じ当該各号」とあるのは「応じそれぞれ第二号又は第三号」と、同項第二号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「平成二十八年十二月三十一日」と、「同日」とあるのは「同年から令和七年までの各年の十二月三十一日」と、同項第三号中「満たす」とあるのは「満たし、かつ、平成二十九年一月一日から令和七年十二月三十一日までの期間内において同項第一号に規定する取引及び同項第二号に規定する通信を行っていない」と、同条第二十四項第一号イ、第二号イ及び第七号イ中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「平成二十八年十二月三十一日」として、新法等（新法及び新令並びに改正法第十五条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）をいう。以下同じ。）の規定を適用する。

2 | 前項の特定取引のうち、旧令第六条の三第十五項に規定する保険契約等

に該当するものについては、同項及び同条第二十三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第十五項中「平成二十八年十二月三十一日」とあるのは「平成二十八年十二月三十一日」（法第十条の五第十一項の規定により同条第二項の規定を読み替えて適用する場合にあつては、該当日（同条第十一項の規定により読み替えて適用される同条第二項第一号に規定する該当日をいう。以下同じ。））と、「平成二十九年一月一日」とあるのは「平成二十九年一月一日」（法第十条の五第十一項の規定により同条第二項の規定を読み替えて適用する場合にあつては、該当日の翌日）」と、同号中「平成二十八年十二月三十一日」とあるのは「平成二十八年十二月三十一日から令和七年十二月三十一日までの期間内（法第十条の五第十一項の規定により同条第二項の規定を読み替えて適用する場合にあつては、該当日）」と、「平成二十九年一月一日」とあるのは「令和八年一月一日（同条第十一項の規定により同条第二項の規定を読み替えて適用する場合にあつては、該当日の翌日）」と、「同項各号」とあるのは「第十五項各号」とする。

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第六条の三第二十三項第二号に掲げる契約については新令第六条の三第二十二項に規定する特定取引に係る契約で政令で定めるものと、同号に定める日については同項に規定する政令で定める日とそれぞれみなして、新法等の規定を適用する。

（法人に係る任意届出書の提出等に関する経過措置）

第四条 新令第六条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同条第一項第二号又は第二項第二号の異動届出書を提出する場合について適用し、施行日前に旧令第六条の四第一項第二号又は第二項第二号の異動届出書を提出した場合については、なお従前の例による。

（既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続に関する経過措置）

第五条 新令第六条の六第十七項（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、施行日以後に同条第十七項第一号の新情報を取得する場合又は施行日以後に同項第二号に規定す

る場合に該当することとなる場合について適用し、施行日前に旧令第六条の六第十七項第一号の新情報を取得した場合又は施行日前に同項第二号に規定する場合に該当することとなった場合については、なお従前の例による。

2| 新令第六条の六第十七項各号の特定取引が預金等既存特定取引に該当する場合（新令第六条の十二第二項の規定の適用がある場合を除く。）には、新令第六条の六第十七項各号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは、「平成二十八年十二月三十一日」として、新法等の規定を適用する。

3| 新令第六条の六第十八項（第四号に係る部分に限るものとし、次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に同号（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる場合に該当することとなる場合について適用し、施行日前に旧令第六条の六第十八項第四号に掲げる場合に該当することとなった場合については、なお従前の例による。

4| 新令第六条の六第十八項第四号イの特定取引が預金等既存特定取引に該当する場合（新令第六条の十二第二項の規定の適用がある場合を除く。）には、同号イ中「が令和八年」とあるのは「が平成二十九年」と、「令和七年十二月三十一日」とあるのは「当該各年の十二月三十一日」と、「当該各年」とあるのは「令和八年以後の各年」として、新法等の規定を適用する。

（報告金融機関等の範囲等に関する経過措置）

第六条 新令第六条の七第一項及び第六条の八の規定は、施行日以後に新法第十条の五第一項の届出書を提出する場合について適用し、施行日前に旧法第十条の五第一項の届出書を提出した場合には、なお従前の例による。

（報告金融機関等による報告事項の提供に関する経過措置）

第七条 新令第六条の十四第一項の規定は、施行日以後の各年の十二月三十一日において新法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて新法第十条の六第一項に規定する特定取引を行った者が締結している同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供について適用し、施行日前の各年の十二月三

十一日において旧法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて旧法第十条の六第一項に規定する特定取引を行った者が締結していた同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供については、なお従前の例による。
